

# 藤沢市小規模保育事業整備促進補助金交付要綱

制定 平成26年11月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、多様な保育需要への対応として、小規模保育事業所の設置等による保育の受け皿確保を講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を進めるため、小規模保育事業所を設置する事業者に対して交付する補助金について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 小規模保育事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する事業をいう。

### (2) 事業者

子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者。

### (3) 設備及び運営に関する基準を定める条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）をいう。

### (4) 保育施設

事業者が保育事業を行う施設をいう。

## (補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）別紙。以下「交付要綱」という。）及び保育所等改修費等支援事業実施要綱（認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号）別添1）に規定されるところとし、小規模保育事業の新設、定員の拡大及び老朽化に伴う改修をするにあたり必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定めるところとする。

(1) 賃借料等 建物の改修等の工事着工が行われた日の属する月から保育施設の運営を開始する月の前月までの期間（以下「改修期間」という。）に係る事業者が貸し主に対して支払う建物賃借料の6月分を限度とし、改修期間が6月に満たない場合は事業者が貸し主に対して支払う礼金（改修期間と同一年度に

支払った場合に限るものとし、敷金は除く。)を含めて6月分を限度とする。

(2) 改修費等 必要な設備整備及び改修整備等に係る費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額(38,223,000円を上限とする。)に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業者が同一施設かつ同一階層において複数の小規模保育事業を開設する場合の補助対象経費の上限額は、1施設を整備する場合と同額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、小規模保育事業整備促進補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に提出しなければならない。ただし、事業の性質上、事業の着手前に申請することが困難と認められる場合はこの限りではない。

(1) 藤沢市保育所等設置運営者選考委員会から小規模保育事業設置運営事業者として選考又は市長から同事業者として認められたことを証する書類

(2) 収支予算書

(3) 第3条に規定する補助対象経費に係る賃借料等及び改修費等の内容が分かる書類

(4) 案内図(改修施設)

(5) 平面図(改修前平面図・改修後平面図)

(6) スケジュール(工事工程及び認可手続きを記載したもの)

(7) 写真(改修前の施設内外部)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、改修事業の場合における前項第1号に規定する書類及び新設の場合における前項第6号に規定する改修前平面図は提出を要しない。

3 同一の事業者が同一施設かつ同一階層において複数の小規模保育事業を設置する場合は、それぞれの施設ごとに手続きを行うものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、小規模保育事業整備促進補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(届出義務)

第7条 補助金の交付決定を受けて事業を行う者は、事業を着手するときにあつては小規模保育事業整備促進補助金事業着手届(第3号様式)を、完了したときにあつては小規模保育事業整備促進補助金事業完了届(第4号様式)を市長に提出し

なければならない。

(事業の計画変更等)

第8条 第6条の規定により、補助金交付の決定通知を受けた者が、当該事業の計画を変更(第6条により決定された補助金交付額に変更が生じる場合に限る。)・中止・廃止しようとするときは、速やかに小規模保育事業整備促進補助金変更等承認申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適否を決定し、小規模保育事業整備促進補助金変更等承認・不承認通知書(第6号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、第7条に規定する完了届の提出があり、受理をした後とする。ただし、市長が必要と認めたときは事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、小規模保育事業整備促進補助金事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費を証する契約書等の写し
- (3) 補助対象経費に係る支払い領収書等の写し
- (4) 工事完了確認を証する検査済証等の写し
- (5) 平面図(改修後平面図)
- (6) 工事契約金額報告書
- (7) 建物・保育所各室状況調書
- (8) 写真(改修後の施設内外部)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、交付要綱及び要綱に定める様式により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付

け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第13条 この補助金は1施設1回限りの交付とする。

2 この要綱に定めるもののほか、小規模保育事業整備促進補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、神奈川県安心こども交付金事業費補助金をその財源とし、当該補助金が終了した際には要綱の内容を見直すものとする。
- 3 この要綱は、平成30年3月31日を限りに、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行し、改正後の藤沢市小規模保育事業整備促進補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。
- 2 この要綱は、保育対策総合支援事業費補助金をその財源とし、当該補助金が終了した際には要綱の内容を見直すものとする。
- 3 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月10日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年11月27日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、

その結果について必要な措置を講ずるものとする。